



2023年5月12日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 東 邦 銀 行
代表者名 取 締 役 頭 取 佐 藤 稔
(コード番号 8346 東証プライム)
問 合 せ 先
責任者役職名 総合企画部長
氏 名 金 成 倫
T E L (024)523-3131

譲渡制限付株式報酬制度の導入および業績連動型報酬の支給基準見直しに関するお知らせ

当行は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入および業績連動型報酬の支給基準見直しを決議しました。これに伴い、本制度の導入および業績連動型報酬の支給基準見直しに関する議案を2023年6月26日開催予定の第120回定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 本制度の導入について

(1) 本制度の導入目的等

本制度は、監査等委員である取締役以外の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）を対象に、当行の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とした制度です。

本制度の導入に当たり、対象取締役に対しては譲渡制限付株式の付与のために金銭債権を報酬として支給することとなるため、本株主総会において係る報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。なお、2018年6月22日開催の第115回定時株主総会において、当行の監査等委員である取締役以外の取締役の報酬額は年額345百万円以内（うち社外取締役30百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）とご承認をいただいておりますが、本株主総会では、本制度を新たに導入し、当行の対象取締役に対して本制度に係る報酬枠を上記報酬枠の範囲内にて設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

(2) 本制度の概要

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭債権の総額は、年額70百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とし、当行が新たに発行又は処分する普通株式の総数は、年350,000株以内（ただし、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当行の普通株式の株式分割（当行の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整します。）といたします。

対象取締役は、本制度に基づき当行から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当行の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当行の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。なお、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬協議会の審議を経て取締役会において決定いたします。

また、本制度による当行の普通株式（以下「本株式」といいます。）の発行又は処分に当たっては、当行と対象取締役との間において、①一定期間（以下「譲渡制限期間」といいます。）、本株式に係る第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止すること、②一定の事由が生じた場合には当行が本株式を無償取得することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約が締結されることを条件といたします。本株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本株主総会において本制度に関する議案が承認されることを条件に、当行の常務執行役員に対しても、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

2. 業績連動型報酬の支給基準見直しについて

業績連動型報酬については、2018年6月22日開催の第115回定時株主総会でご承認いただいた業績連動型報酬限度額の範囲内において支給してまいりましたが、今般、目指すべき水準を勘案し、①業績指標を「単体当期純利益水準」から「連結当期純利益水準」へ変更し、②最低支給月数の利益水準を「30億円超」から「50億円以上」とする支給基準の見直しを行いたいと存じます。

以上

【ご参考】

＜譲渡制限付株式報酬制度導入後の役員報酬構成のイメージ＞



※本図は一定の役位・業績を基に算出したイメージであり、役位・業績に応じて上記割合も変動します。